

長期優良住宅

に認定された住宅をお持ちの方へ



固定資産税が減額されます。
申告書と認定通知書の写し
を提出してください。

長期優良住宅の認定を受けて新築された住宅で、新築された日から翌年の1月31日までの間に横浜市に申告したもののについて、一定期間、当該住宅に係る固定資産税を減額する制度があります。
なお、令和8年3月31日までに新築された場合は、都市計画税も併せて減額されます。

1. 減額の要件（以下の全ての要件を満たす必要があります）

- ① 申告書に長期優良住宅の認定（注1）を受けて新築された住宅であることを証明する書類（横浜市建築局建築企画課が発行する「認定通知書」）の写しを添えて、新築された日から翌年の1月31日までに当該住宅の所在する区の区役所税務課家屋担当へ申告（注2）すること
- ② 令和13年3月31日までに新築された住宅であること
- ③ 居住部分の床面積が40㎡以上240㎡以下（注3）であること
- ④ 居住の用に供する部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること

（注1） 長期優良住宅の認定については、建築局建築企画課（裏面）へお問い合わせください。

（注2） マンションなどの区分所有家屋については、管理組合の代表者等が当該家屋の「認定通知書」の写しをご提出ください。この場合、申告書は不要です。

（注3） 令和8年3月31日までに新築された家屋の場合は、50㎡（一戸建て以外の貸家住宅の場合は40㎡）以上280㎡以下です。また、マンションなどの区分所有家屋の床面積は、専有部分の床面積に共用部分（廊下、エレベーターホール等）の床面積を各戸の専有部分床面積割合で按分した面積を加算した床面積で判定します。

2. 減額内容

減額適用期間	3階以上の準耐火構造 又は 耐火構造住宅	新築後 7年間
	上記以外の住宅	新築後 5年間
減額率	120㎡以下の家屋	2分の1減額
	120㎡を超え240㎡以下の家屋	120㎡相当分の税額を2分の1減額

※1 令和8年4月1日以降に新築された場合は都市計画税は減額されません。ただし、高断熱住宅（断熱等性能等級が6以上の住宅）にも該当する場合は、高断熱住宅に係る都市計画税の減額制度を併用することができます。

※2 土地に係る固定資産税・都市計画税は減額されません。

※3 居住部分のみ減額されます。

3. 減額を受けるための手続き（申告が必要です）

建築局建築企画課 への手続き

着工前に建築計画中の住宅が長期優良住宅であることの認定を受けます。



認定後、長期優良住宅であることの「認定通知書」の交付を受けます。



工事に着手します。



区役所税務課家屋 担当への手続き

申告書を窓口か横浜市ウェブサイト（下記参照）から入手し、完成後、翌年1月31日までに「認定通知書」（写し）を添付して申告します。

4. お問い合わせ先など

◆ 本減額制度の詳細・申告書のダウンロードについて

本減額制度の詳細、申告書のダウンロードについては、下記のウェブサイトをご確認ください。

※ スマートフォンの方は二次元バーコードからもご確認いただけます。

減額制度の詳細はこちら！
「新築された認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額制度」



申告書のダウンロードはこちら
「認定長期優良住宅に対して課する固定資産税の減額に関する申告書」



◆ 減額の内容、手続き等に関すること（区役所税務課家屋担当、市外局番：045）

鶴見区	電話：510-1729～30	神奈川区	電話：411-7054～6	西区	電話：320-8354～5
中区	電話：224-8204～6	南区	電話：341-1163～4	港南区	電話：847-8365～7
保土ヶ谷区	電話：334-6254～6	旭区	電話：954-6053～6	磯子区	電話：750-2365～8
金沢区	電話：788-7754～7	港北区	電話：540-2281～5	緑区	電話：930-2274～7
青葉区	電話：978-2254～7	都筑区	電話：948-2270～3	泉区	電話：800-2365～7
栄区	電話：894-8365	戸塚区	電話：866-8369～72	瀬谷区	電話：367-5665～6

◆ 長期優良住宅の認定について（横浜市建築局建築企画課）

横浜市建築局建築企画課 電話：045-671-4526

長期優良住宅の認定については「長期優良住宅の認定」ページをご確認ください。

スマートフォンの方はこちらから→



◆ 高断熱住宅に係る都市計画税の減額について

上記の区役所税務課家屋担当にお問い合わせいただくか、

「高断熱住宅に係る都市計画税の減額制度」ページをご確認ください。

スマートフォンの方はこちらから→



◆ 固定資産税以外の税控除について

固定資産税以外の税金（所得税、登録免許税、不動産取得税）についても税控除が適用となる場合があります。詳細は、管轄の税務署（所得税）、法務局（登録免許税）、県税事務所（不動産取得税）にお問い合わせください。